

(参考) 確認申請書の綴り方

- 【提出部数】京都市内は正本、副本の2部（消防控は不要となりました。）
京都市下（京都市除く）は正本、副本、消防控の原則3部
- 消防控には構造関係図書等、添付不要な書類があります。

2017.05.11

<p>正 副 消 1</p> <p>確認申請書</p> <p>印 第一面</p>	<p>正 副 消 2</p> <p>制限業種に係る企業等の一覧表</p> <p>弊社ホームページからダウンロード可能です</p>	<p>正 副 消 3</p> <p>建築主等の概要</p> <p>建築主が連名、設計者が複数いる等で欄が不足する場合は別紙で添付</p> <p>第二面</p>	<p>正 副 消 4</p> <p>建築物及びその敷地に関する事項</p> <p>第三面</p>	<p>正 副 消 5</p> <p>建築物別概要</p> <p>10㎡超の建築物毎</p> <p>第四面</p>	<p>正 副 消 6</p> <p>建築物の階別概要</p> <p>10㎡超の建築物毎</p> <p>第五面</p>														
<p>正 副 消 7</p> <p>建築物独立部分別概要</p> <p>10㎡超の建築物毎</p> <p>第六面</p>	<p>正 副 消 8</p> <table border="1"> <tr> <td>京都市内</td> <td>消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書</td> <td>正本、副本 → 各々写し可</td> <td rowspan="2"> 有無窓計算書 (有窓の場合) 2部^{注)} ・有無窓計算式 ・当該開口部箇所 ・当該開口部仕様 </td> </tr> <tr> <td>合計 4部^{注)} (朱印 1部以上)</td> <td></td> <td>綴じ込み無 (副本、消防用) → 2部^{注)} (朱印 1部以上) +</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書</td> <td>正本 → 写し添付</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 3部 (朱印 1部以上)</td> <td></td> <td>綴じ込み無 → 2部 (朱印 1部以上)</td> <td></td> </tr> </table> <p>注) 消防同意後に返却される設置計画書の副本分を不要と判断される場合は、合計3部(綴じ込み無が朱印1部)となります。</p>		京都市内	消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書	正本、副本 → 各々写し可	有無窓計算書 (有窓の場合) 2部 ^{注)} ・有無窓計算式 ・当該開口部箇所 ・当該開口部仕様	合計 4部 ^{注)} (朱印 1部以上)		綴じ込み無 (副本、消防用) → 2部 ^{注)} (朱印 1部以上) +	上記以外	消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書	正本 → 写し添付		合計 3部 (朱印 1部以上)		綴じ込み無 → 2部 (朱印 1部以上)			
京都市内	消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書	正本、副本 → 各々写し可	有無窓計算書 (有窓の場合) 2部 ^{注)} ・有無窓計算式 ・当該開口部箇所 ・当該開口部仕様																
合計 4部 ^{注)} (朱印 1部以上)		綴じ込み無 (副本、消防用) → 2部 ^{注)} (朱印 1部以上) +																	
上記以外	消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書	正本 → 写し添付																	
合計 3部 (朱印 1部以上)		綴じ込み無 → 2部 (朱印 1部以上)																	
<p>正 副 消 9</p> <p>シックハウス関連書類①</p> <p>●申四面8欄別紙 ・居室毎の換気換気計算 ・天井裏等への措置</p>	<p>正 副 消 10</p> <p>シックハウス関連図書②</p> <p>●換気風量計算書 ・PQ線図、圧損計算等 ●使用建築材料表</p> <p>氏名・印・No.</p>	<p>正 副 消 11</p> <p>委任状</p> <p>(申 → 代)</p> <p>印 (+捨印)</p> <p>(申：申請者、代：代理人)</p> <p>捨印がない委任状に誤記があった場合、訂正には申請者印が必要になる為、確認申請提出前に再確認をお願い致します。</p>	<p>正 副 消 12</p> <p>最新版の事前調査報告書 (京都市内のみ)</p> <p>氏名・印・No.</p>	<p>正 副 消 13</p> <p>他法令の許可書等 (写)</p> <p>建築基準法関係法令に基づく許可・認定書等及び申請書原本は副本の巻末に添付</p>	<p>正 副 消 14</p> <p>調査等</p> <p><例> 既存不適格証書がけ調査</p>	<p>正 副 消 15</p> <p>基礎の構造関係チェックシート</p> <p>中間検査対象建築物(木造)構造計算の場合不要</p> <p>氏名・印</p>	<p>正 副 消 16</p> <p>法第37条による使用建築材料表 (JIS・JAS等)</p> <p>氏名・印・No.</p>	<p>正 副 消 17</p> <p>付近見取図</p> <p>氏名・印・No.</p>											
<p>正 副 消 18</p> <p>意匠関係図書①</p> <p><添付漏れが多い図書の例> ・構造詳細図(主要構造部、防火設備等) ・機器、器具の仕様書(令20条の3換気扇、ガスコンロ等)</p> <p>氏名・印・No.</p>	<p>正 副 消 19</p> <p>意匠関係図書②(必要な場合)</p> <p>●天空率(消防添付不要) ●日影(消防添付不要) ●避難安全検証法</p> <p>氏名・印・No.</p>	<p>正 副 消 20</p> <p>各種認定書 (写) (別添含む)</p> <p>構造詳細図とする場合、特殊な認定を採用している場合等に添付</p>	<p>正 副 消 21</p> <p>設備関係図書</p> <p>●特記仕様書 ●設備図面 ●設備構造詳細図 ●機器、器具の仕様書・計算書</p> <p>氏名・印・No.</p>	<p>正 副 消 22</p> <p>構造関係図書</p> <p>●特記仕様書 ●構造図面 ●安全証明書(必要な場合) ●構造計算書</p> <p>氏名・印・No.</p>	<p>別冊</p> <p>建築計画概要書 建築工事届</p> <p>綴じずに各々1部提出して下さい。</p>	<p>別冊</p> <p>適合判定通知書 判定申請図書(副)</p> <p>省エネ適合性判定、構造計算適合性判定対象建築物に限る。</p>													

- ※ 申請建築物の用途、規模、構造により必要書類・図書は変わる為、あくまで上記の綴り方については参考とお考え下さい。
⇒ 添付図書の詳細及び明示すべき事項については建築基準法施行規則第1条の3等を参照して下さい。
- ※ 構造計算適合性判定対象建築物の場合は、確認申請とは別に指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定が必要となります。
⇒ 確認申請図書と構造計算適合性判定後の構造計算適合性判定図書の整合を確認するまで、確認済証は発行できません。
- ※ 省エネ適合性判定対象建築物の場合は、確認申請とは別に登録建築物エネルギー消費性能判定機関による省エネ適合性判定が必要となります。
⇒ 確認申請図書と省エネ適合性判定後の判定申請図書の整合を確認するまで、確認済証は発行できません。
- ※ 建築基準法第6条第1第4号に該当する建築物に昇降機を設置する場合、建築物の確認申請図書として添付が必要となります。
- ※ 図面が折り込まれた状態でも図面名称がわかるようにして下さい。
- ※ 計画変更申請の場合に添付する図面について、変更図面とともに付近見取図も添付願います。